

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

WEBページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人福生市社会福祉協議会（以下「本会」という）が運用するWEBページへの有料広告掲載をとおして、広報活動にかかる財源確保及び地域福祉の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この要領に規定する基準のほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ①人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ②法律で禁止されている、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ③他を誹謗、中傷又は排除するもの
- ④本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ⑤公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ⑥宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ⑧社会的に不適切なもの
- ⑨国内世論が大きくわかれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するものの広告
- ②消費者金融に関するもの
- ③賭博、ギャンブルに関するもの
- ④誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：[世界一] [一番安い] 等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）

⑤射幸心を著しくあおる表現

例：[今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）] 等

⑥人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守してはいないもの

⑦虚偽の内容を表示するもの

⑧法令等で認められない業種・商法・商品

⑨国家資格等に基づかない者が行う療法等

⑩責任の所在が明確でないもの

⑪広告の内容が明確でないもの

⑫国、地方公共団体、その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

①水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

③残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

④暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

⑤ギャンブル等を肯定するもの

⑥青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告の規格と掲載位置等)

第5条 広告の規格及び掲載位置については、次のとおりとする。

(1) 画像サイズ

1コマ：横300×縦100 ピクセル

(2) ファイル形式

JPG、GIF、PNG のいずれか

(3) ファイルサイズ

200kb 以内

(4) A L Tテキスト

全角15文字以内

(5) 記載位置

本会が指定した場所とする

(6) 枠数

トップページ 1コマ掲載で最大3枠

(7) その他

動画禁止

(掲載の募集など)

第6条 広告の募集は、福生市社会福祉協議会広報、福生市社会福祉協議会ホームページなどにおいて行う。

(掲載の申し込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、別に定めたバナー広告の申込書(様式第1号)および申込者自らが制作した広告案を本会より指定された期日までに遅滞なく、社会福祉法人福生市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(広告掲載の決定など)

第8条 会長は、前条の申込書を受理したときには、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、様式第2号を用いて申込者に通知しなければならない。

(1) 広告の申し込み該当広告件数を超えた場合で、かつ、会長が広告掲載者として適当として認めたときは、事務局においてより本会の事業目的に合致するものを掲載広告として決定するものとする

(2) 別に定めた広告掲載の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、広告案を提出しなければならない。

(広告の審査)

第9条 会長は、前条2項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(掲載期間および掲載料金)

第10条 広告の掲載期間および掲載料金は、次のとおりとする。

規格区分	掲載料金	掲載期間
第1号広告(1コマ)	45,000円/年	広告主の希望する1年間
第2号広告(1コマ)	25,000円/6ヶ月	広告主の希望する6ヶ月間
第3号広告(1コマ)	5,000円/月	広告主の希望する1ヶ月間

※金額は税込となります。

(広告料の納入)

第11条 広告主は前項の掲載料金について、本会の指定する期日までに一括して納入するものとする。但し、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(1) 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 会長は、第8条の広告掲載の決定を申込者に通知した後であっても、次のいずれかに該当する場合は、会長はこの決定を変更し、または解除することができるものとする。

(1) 会長が指定する期日までに広告案を提出できなかったとき、または広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 第9条の規定による広告内容の変更を広告主が行わなかった場合

(3) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(4) 申込者が刑事罰に処せられた場合

(5) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先WEBページの内容などが、各種法令に違反している、あるいは恐れのあるとき、またはこの要領に抵触するものであるときで、第9条の規定によっても解消できないとき

(6) その他、会長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(広告掲載料の還付)

第14条 原則、広告掲載料は還付しない。但し、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和2年6月1日より施行する。

福生市社会福祉協議会 WEB ページ広告掲載申込書

(宛先) 福生市社会福祉協議会 会長

広告掲載希望者 住所（所在地）

法人名（名称）

印

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先（電 話）

（FAX）

（メール）

福生市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要領第 7条に基づき、次のとおり申込みいたします。

掲 載 枠 数	・ 1 枠	・ 2 枠
掲 載 期 間	・ 1ヶ月（ 月 日 ～ 月 日）※月初めから開始とする ・ 6ヶ月（ 月 日 ～ 月 日）※月初めから開始とする ・ 1年間（ 月 日 ～ 月 日）※月初めから開始とする	
リンク先URL		
リンク先URL		
業 種		
広 告 内 容		
そ の 他	申し込みにあたっては、福生市社会福祉協議会WEBページ広告取扱要領（令和2年4月1日施行）に定める事項を承諾し、かつ、遵守いたします。	

※必要事項をご記入いただき、メールに**広告案**と**申込書**を添付して企画財政係宛てにお送りください。

総合運営課 企画財政係

E-mail: info@fussashakyo.or.jp